平成２３年（フ）第１３７９号
札幌市東区北21条東18丁目４番26号　サンアベニュー北21条108号
破産者　岡　　春夫
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２３８号
札幌市東区東雁来９条２丁目16番１―101号
破産者　我妻　俊彦
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８０７号
札幌市中央区宮の森２条６丁目１番32―203号
破産者　山本　　久
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７６９号
茨城県水戸市見川２丁目3080番地の１Ａ号、住民票上の住所茨城県つくば市沼田1325番地
破産者　星野　憲二（旧姓根本）
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第９７６号
埼玉県吉川市大字平沼48番地７グリーンハイツ徳江104号室、破産手続開始決定時の住所埼玉県吉川市中野351番地４
破産者　増尾　　譲
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３０８６号
愛知県瀬戸市苗場町51番地　シャルマンコーポ新瀬戸ヒルズ403
破産者　西尾　裕康
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９号
兵庫県明石市和坂１丁目４番29号
破産者　井手端　昭
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第２８３号
神戸市西区玉津町今津361番地の１　県住15―101号
破産者　芝商店こと　芝　　哲郎
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第３７７号
兵庫県加古郡稲美町国岡２―18―７前田義明方、住民票上の住所兵庫県加古川市野口町長砂338番地の１　101号
破産者　前田　善之
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３３号
兵庫県豊岡市森津75番地の１
破産者　田村　　透
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第８９３号
広島市安佐南区長束６丁目５番13―３号
破産者　宮田多依子
1　決定年月日　平成23年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１７号
群馬県高崎市中島町111番地11
破産者　高野　和幸
1　決定年月日　平成23年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３１８号
群馬県高崎市中島町111番地11
破産者　高野　宏子
1　決定年月日　平成23年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２６２５号
神奈川県大和市福田２丁目14番地12　セントヒルズ桜ケ丘駅前202号
破産者　渕上千鶴子
1　決定年月日　平成23年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６０号
静岡県浜松市南区本郷町1346番地の10、前住所静岡県浜松市中区幸１丁目１番８号　飯尾マンション202
破産者　松本　彰彦
1　決定年月日　平成23年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５００号
静岡県浜松市中区高丘東３丁目34番３号、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市西区村櫛町4668番地の39
破産者　新村　玉美
1　決定年月日　平成23年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第５０１号
静岡県浜松市中区高丘東３丁目34番３号、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市西区村櫛町4668番地の39
破産者　新村　治平
1　決定年月日　平成23年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７２号
佐賀県嬉野市塩田町大字谷所乙3036番地１
破産者　川浪　光子
1　決定年月日　平成23年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第７７０号
熊本県菊池市泗水町永2784番地59
破産者　木下　　研
1　決定年月日　平成23年12月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部